

各所属所長 様

公立学校共済埼玉支部長

別居被扶養者に対する送金方法について

日頃より当組合の事業運営に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 3 月 10 日付け公共埼第 862 号及び令和 4 年 9 月 27 日付け公共埼第 387 号においてお知らせしたとおり、別居の被扶養者に対する送金の確認については、①依頼人名(組合員名)、②受取人名(被扶養者名)、③取扱日、④取引金額(以下、「4 情報」という。)を含む、送金事実を客観的に確認できる書類により行っているところです。

しかしながら、令和 5 年度の検認事務において、送金確認書類が要件を満たさず、送金事実を客観的に確認できないことから、被扶養者資格の取消となる例が多数ありました。

つきましては、下記に送金の事実を客観的に確認する書類の例のほか、送金に係る注意点等についてまとめましたので、組合員に周知いただくとともに、送金方法に不備がある場合には、至急是正するようお願いします。

なお、令和 5 年 11 月 1 日以降の送金確認において、下記に示した要件を満たす資料が提出されない場合は、被扶養者の認定が不可または取消となりますので、至急御対応いただくようお願いします。

また、送金方法の不備により、遡及して取消の可能性がある場合には、福利課資格管理担当あて御連絡くださるようお願いします。

記

1 送金事実を客観的に確認できる書類の例

- (1) 組合員口座から被扶養者口座への振込明細書または通帳の写し(口座名義ページ含む)

送金アプリ等による場合でも 4 情報を確認できることが必要です。

- (2) 被扶養者が居住する住居の家賃を組合員が負担していることがわかる資料

被扶養者の居住する部屋の契約書で組合員が家賃を支払うことがわかる資料に加え、組合員の通帳から貸主に対し送金または口座振替により支払いが確認できるものが必要です。

- (3) クレジットカードの家族カードを被扶養者に対し発行し使用していることがわかる資料

クレジットカードの明細のうち、被扶養者が家族カードを使用して生活費等を決済していることがわかる資料が必要です。

- (4) 被扶養者の銀行口座について組合員に対し交付された代理人カードを使用して組合員が入金していることがわかる資料

被扶養者の通帳写しで代理人カードにより入金を確認できる資料のほか、代理人カードが組合員名義で発行されていることがわかる資料が必要です。

(裏面に続く)

(5) 現金書留の「書留・特定記録郵便物等受領証」の写し等

ア 依頼人氏名(組合員)、届け先氏名(被扶養者氏名)、申出損害要償額、取扱日時が確認できる「書留・特定記録郵便物等受領証」の写し

イ 次の①及び②の組み合わせ

①取扱日時、損害要償額が確認できる「領収書」の写し

②依頼人氏名、届け先氏名、申出損害要償額が確認できる「書留・特定記録郵便物等受領証(お客様控え)」の写し

2 送金事実を確認できない書類の例

(1) 生活費等を手渡ししている場合

手渡しによる資金提供は客観的事実確認ができないため。

(2) 被扶養者の銀行口座の通帳を組合員、カードを被扶養者が所持し、組合員が通帳で入金し被扶養者がカードで引き出して使用している場合の通帳の写し

組合員が被扶養者に対し生活費等を送金した事実が確認できないため。

(3) 組合員名義のクレジットカードをそのまま被扶養者に使用させている場合
クレジットカードの明細では、被扶養者が使用した事実を確認できないため。

(4) 組合員以外の者が送金をしている場合

組合員による扶養事実が確認できないため、被扶養者として認定できません。

※ 上記1、2に示したもののほか、判断が難しいものは福利課資格管理担当に御相談ください。

3 その他の注意点

(1) 手渡しができる状況にあっても必ず4情報を確認できる方法で送金してください。

比較的頻繁に帰省するなど容易に手渡しできる状況であっても、必ず口座間送金等、客観的に事実確認可能な方法で送金してください。長期休暇により帰省している場合も同様です。

(2) 普通認定(扶養手当有)から特別認定(扶養手当無)に変わるときは送金状況を御確認ください。

扶養手当が認定されている(普通認定)場合は、共済組合では送金状況について確認をしません、特別認定に変わった時点から、送金確認をすることとなります。このとき、扶養手当の認定では、手渡しによる生活費負担も認められていますが、特別認定になった時点で手渡しは認められなくなります。

特に、被扶養者が22歳年度末、または組合員が再任用になった場合、継続認定の手続きを省略して、検認時に送金状況等について初めて確認することとなりますので、扶養手当終了後の4月以降に手渡しを継続した場合等、送金の確認ができない期間については遡及して認定取消となります。

(3) 実態として住居を異にする場合、住民票上同一世帯であっても別居となります。

住民票上同一世帯であっても、実態として別の住居で生活を行っている場合は別居となります。

この場合、送金確認ができないと被扶養者として認定できません。また、別居は期間の長短により判断するのではなく、生活の実態が別の住居にあるか否かによります。被扶養者が別の住居に移る場合で、その後も被扶養者として認定を希望する場合は、必ず送金事実を客観的に確認できる資料を用意してください。

担当:資格管理担当

電話:048-830-6694